

少年法改正Q&A

少年法の仕組みについて

Q1 少年法とは？

少年法は、どのような法律ですか？

少年法は、**少年の健全な育成**を図るため、**非行少年に対する処分やその手続**などについて定める法律です。

少年法による手続・処分には、どのような特色があるのですか？

- 少年事件については、検察官が処分を決めるのではなく、**全ての事件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定**すること
- 家庭裁判所は、少年に対し、**原則として**、刑罰(懲役、罰金など)ではなく、**保護処分(少年院送致など)を課す**ことなどが挙げられます。

Q2 少年犯罪の状況は？

少年犯罪は増加しているのですか？

少年犯罪は**減少傾向**にあります。
平成27年～令和元年の**少年の刑法犯の検挙人数**は、次のとおりです。

期間(年)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
検挙人数(人)	48,680	40,103	35,108	30,458	26,076

(注)令和2年版犯罪白書による。

少年犯罪は凶悪化しているのですか？

「凶悪犯罪」の範囲については様々な考え方があり得ますが、例えば、平成27年～令和元年の

- 16歳以上の少年のとき犯した**故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件(原則逆送対象事件)**
により家庭裁判所で**処分された少年の人数**は、次のとおりです。

期間(年)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
処分人数(人)	32	24	17	14	10

(注)令和2年版犯罪白書による。

Q3 どのような処分を受ける？

罪を犯した少年は、どのような処分を受けるのですか？

少年事件は、嫌疑がある限り、**全ての事件**が捜査機関(警察・検察)から**家庭裁判所に送られます**。

そして、**家庭裁判所**では、犯罪に関する事実のほか、少年の生い立ち、性格、家庭環境などについても調査をした上で、**処分を決定**します。

家庭裁判所の決定には、**検察官送致(逆送)**、**少年院送致**、**保護観察**などがあります。

検察官送致(逆送)とは何ですか？

検察官送致(逆送)は、家庭裁判所が、保護処分ではなく、懲役、罰金などの**刑罰を科すべきと判断した場合に、事件を検察官に送るもの**です。逆送された事件は、検察官によって**刑事裁判所に起訴**され、刑事裁判で有罪となれば**刑罰が科されます**。

Q4 「保護処分」とは？

「保護処分」と「刑罰」とは違うのですか？

保護処分である少年院送致や保護観察は、**少年の更生を目的として家庭裁判所が課す特別な処分**であり、刑事裁判所が科す**懲役、罰金などの刑罰とは異なる**ものです。

「少年院送致」はどのような処分ですか？

「少年院送致」では、**対象者を少年院に收容し、その特性に応じた矯正教育**などを行います。これに対して、「懲役」では、**対象者を刑務所に收容し、所定の作業を行わせること**とされています。

「保護観察」はどのような処分ですか？

「保護観察」では、**対象者を施設に收容せず、社会内に置いたまま、保護観察所が指導監督、補導援護**を行います。

Q5 「逆送」とは？

「逆送」とは、どのような手続ですか？

「逆送」は、家庭裁判所が、**保護処分ではなく、懲役、罰金などの刑罰を科すべきと判断した場合に、事件を検察官に送る**ものです。

逆送された事件は、**検察官によって刑事裁判所に起訴され、刑事裁判で有罪となれば刑罰が科されます**。

「原則逆送対象事件」とは、どのような事件ですか？

「原則逆送対象事件」とは、**家庭裁判所が原則として逆送しなければならないとされている事件**です。

現行の少年法では、
○ 16歳以上の少年のとき犯した**故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪(殺人罪、傷害致死罪など)**の事件がこれに当たります。

なお、今回の改正で、**18歳以上の少年(特定少年)**については、**原則逆送対象事件が拡大**されることとなりました。詳しくはQ8をご覧ください。

Q6 実名報道は禁止？

少年の事件は、実名報道が禁止されているのですか？

少年法(第61条)によって、**少年のとき犯した罪については、少年の更生に資するため、氏名、年齢、職業、住居、容ぼうなどによって犯人が誰であるかが分かるような記事・写真等の報道(推知報道)が禁止**されています。

なお、今回の改正で、**18歳以上の少年(特定少年)**については、**推知報道が一部解禁**されることとなりました。詳しくはQ9をご覧ください。



改正少年法について

Q7 少年法が適用される？

選挙権年齢や民法の成年年齢は18歳なのに、なぜ18・19歳に少年法が適用されるのですか？

18・19歳の者は、成長途上にあり、罪を犯した場合にも適切な教育や処遇による更生が期待できます。

そのため、今回の改正では、18・19歳の者も「特定少年」として引き続き少年法の適用対象とし、全ての事件を家庭裁判所に送って、原則として、更生のための保護処分を行うという少年法の基本的な枠組みを維持しています。

どのような点がこれまでと変わるのですか？

他方で、18・19歳の者は、選挙権年齢や民法の成年年齢の引下げにより、重要な権利・自由を認められ、責任ある主体として社会に参加することが期待される立場となりました。

そこで、18・19歳の者については、少年法においても、その立場に応じた取扱いをするため、原則逆送対象事件を拡大し、実名等の報道(推知報道)を一部解禁するなど、17歳以下の少年とは異なる特例を定めることとなりました。

Q8 「原則逆送対象事件」が拡大？

特定少年の原則逆送対象事件について教えてください。

今回の改正により、特定少年については、原則逆送対象事件に、これまでの

○ 16歳以上の少年のとき犯した故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件に加えて、

○ 18歳以上の少年のとき犯した死刑、無期又は短期(法定刑の下限)1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件が追加されることとなりました。

新たに原則逆送対象事件となるのは、どのような罪ですか？

例えば、現住建造物等放火罪、強制性交等罪、強盗罪、組織的詐欺罪などが新たに対象となります。

特定少年の原則逆送対象事件が拡大されたのはなぜですか？

選挙権年齢や民法の成年年齢の引下げにより責任ある立場となる特定少年が重大な犯罪に及んだ場合には、17歳以下の少年よりも広く刑事責任を負うべきと考えられたことによるものです。

Q9 実名報道が解禁？

特定少年は、実名報道が解禁されるのですか？

今回の改正により、特定少年のとき犯した罪も、氏名、年齢、職業、住居、容ぼうなどによって犯人が誰であるかが分かるような記事・写真等の報道(推知報道)は原則として禁止されますが、逆送されて起訴された場合は、略式手続(非公開の書面審理で罰金等を科す手続)の場合を除き、推知報道の禁止が解除されることとなります。

特定少年について、推知報道を一部解禁するのはなぜですか？

責任ある立場となる特定少年が、起訴され、公開の裁判で刑事責任を追及される立場となった場合には、推知報道を解禁し、社会的な批判・論評の対象となり得るものとするのが適当であると考えられたことによるものです。

Q10 刑事裁判での取扱いとは？

特定少年は、逆送後の刑事裁判では、どのように取り扱われるのですか？

今回の改正により、特定少年は、逆送されて起訴された場合の**刑事裁判**では、**原則として、20歳以上の者と同様に取り扱われる**こととなります。

どのような点が、17歳以下の少年と異なることになりますか？

例えば、判決で**有期の懲役が科される場合**、
○ **17歳以下の少年**には、**最長15年以下の範囲**で、刑の長期と短期を定める**不定期刑**（例：懲役5年以上10年以下）
が言い渡されますが
○ **特定少年**には、**20歳以上と同様に、最長30年以下の範囲**で**定期刑**（例：懲役10年）
が言い渡されることとなります。

また、**17歳以下の少年**のとき犯した罪で刑罰に処せられた場合、
○ 少年法の特例（第60条）によって、**資格を制限する様々な法律の規定**（例：公務員への就職の制限）について、例えば、執行猶予中は適用されないなどの**緩和**がされます。
これに対して、**特定少年**のとき犯した罪については、
○ そのような特例は適用されず、**20歳以上の場合と同様に資格の制限**を受けることとなります。

Q11 「保護処分」も変わる？

特定少年の「保護処分」について教えてください。

今回の改正により、特定少年の**保護処分**は、
○ **少年院送致**
○ **2年間の保護観察**（遵守事項に違反した場合には少年院に收容することが可能）
○ **6か月の保護観察**
とされ、**家庭裁判所が、犯した罪の責任を超えない範囲内**で、いずれかを選択することとなりました。

少年院には、どれくらいの期間收容されるのですか？

特定少年の少年院送致における收容期間は、**家庭裁判所が、犯した罪の重さを考慮して、3年以下の範囲内で定めます**。

なお、特定少年については、民法上の成年となることなどを考慮し、**将来、罪を犯すおそれがあること（ぐ犯）を理由とする保護処分は行わないこととされました**。

Q12 適用はいつから？

今回の改正少年法が適用されるのはいつからですか？

今回の少年法改正は、民法の成年年齢の引下げと同じく、**令和4年（2022年）4月1日から施行**されます。

